

神戸市外郭団体 役員の報酬基準（2026年4月時点）

団体名	役員の報酬基準		
(公財)神戸医療産業都市推進機構	理事長	非常勤	年額1,000万円以内
	専務理事	常勤	年額1,700万円以内
		非常勤	年額1,000万円以内
	理事	常勤 非常勤	無報酬
	監事	非常勤	・業務監査、会計監査、その他機構運営上必要な監査等を行ったときに、1日につき4時間までは55,555円、4時間を超えるときは111,111円 ・各監事に対する報酬の総額が年額100万円以内
(公財)計算科学振興財団	理事長	非常勤	無報酬
	理事	常勤	年額1,000万円以内
		非常勤	無報酬
	監事	非常勤	・業務監査、会計監査、その他財団運営上必要な監査等を行ったときに、1日につき50,000円 ・年額50万円以内
神戸都市振興サービス(株)	代表取締役社長	常勤	年額700万円以内
	代表取締役常務	常勤	年額660万円以内
	常勤監査役	常勤	年額620万円以内
	社外役員	非常勤	1日につき30,000円
(公財)神戸国際コミュニティセンター	理事	常勤	各理事に対する報酬の総額が年額1,700万円以内
		非常勤	※ただし理事長以外の非常勤役員は無報酬。
監事	非常勤	無報酬	
(公財)神戸市スポーツ協会	理事	常勤	年額800万円以内
		非常勤	評議員会、理事会に出席したときに、1日につき11,111円 会長の要請を受けて、協会の特別な職務を行ったときに、1日につき22,222円
	監事	非常勤	評議員会、理事会に出席したときに、1日につき11,111円 監査を行ったときに、1時間につき11,111円
(公財)神戸市民文化振興財団	理事	常勤	各理事に対する報酬の総額が年額2,000万円以内
		非常勤	・1日につき10,000円 ・各理事に対する報酬の総額が年額100万円以内
	監事	非常勤	・1日につき10,000円 ・各監事に対する報酬の総額が年額100万円以内

団体名	役員の報酬基準		
(公財)こうべ市民福祉振興協会	理事	常勤	・年額960万円以内 ・代表理事及び常勤理事に対する報酬の総額が年額1,800万円以内
	理事	非常勤	・理事会、評議員会に出席したときに、1回につき10,000円 ・各非常勤理事に対する報酬の総額が年額150万円以内
	監事	非常勤	・監査の実施及び理事会、評議員会へ出席したときに、有資格者の場合は日額30,000円、無資格者の場合は日額10,000円 ・各監事に対する報酬の総額が年額50万円以内
	顧問	常勤	年額500万円以内
(社福)神戸市社会福祉協議会	理事長	常勤	月額80万円以内
	専務理事	常勤	月額60万円以内
	理事	非常勤	無報酬
	監事	非常勤	監査作業 1回につき10,000円
(一財)神戸在宅医療・介護推進財団	理事	常勤	・年額1,700万円以内 ・各理事に対する報酬の総額が年4,000万円以内
		非常勤	会議等に出席したときに、1回につき10,000円（手取り）
	監事	非常勤	会議等に出席したときに、1回につき10,000円（手取り）
(公財)こうべ・産業就労支援財団	理事長	非常勤	年額360万円以内
	理事	常勤	各理事に対する報酬の総額が年額1,800万円以内
		非常勤	無報酬
	監事	非常勤	・日額50,000円以内 ・年額50万円以内
(一財)神戸観光局	会長	常勤	月額100万円以内
		非常勤	月額80万円以内
	専務理事	常勤 非常勤	月額55万円以内
	常務理事	常勤	月額45万円以内
(一財)神戸農政公社	理事	常勤	・年額800万円以内 ・各理事に対する報酬の総額が年額1,600万円以内
		非常勤	評議員会・理事会への出席、その他の公社の業務を行ったときに、1日につき10,000円
	監事	非常勤	監査の実施、評議員会・理事会への出席、その他の公社の業務を行ったときに、1日につき10,000円
(株)神戸商工貿易センター	代表取締役社長	常勤	年額1,000万円以内
	代表取締役常務	常勤	年額850万円以内
	取締役	非常勤	無報酬
	監査役	常勤 非常勤	年額700万円以内
(株)有馬温泉企業	役員	常勤 非常勤	無報酬

団体名	役員の報酬基準		
神戸市道路公社	理事長・副理事長	常勤	年額900万円以内
	常務・理事	常勤	年額800万円以内
	監事	非常勤	月額20,000円
(公財)神戸市公園緑化協会	理事	常勤	・各理事に対する報酬が年額750万円以内 ・各理事に対する報酬の総額が年額4,800万円以内
	理事	非常勤	・理事会に出席したときに、1日につき11,111円。その他の協会の業務を行ったときに、1日につき55,555円以内。 ・各理事に対する報酬の総額が年額130万円以内
	監事	非常勤	・評議員会、理事会に出席したときに、1日につき11,111円。監査等を行ったときに、1日につき4時間までは55,555円、4時間を超えるときは111,111円。 ・各監事に対する報酬の総額が年額55万円以内
(株)こうべ未来都市機構	代表取締役社長	常勤	年額850万円以内
	代表取締役専務	常勤	年額850万円以内
	常務取締役	常勤	年額810万円以内
	取締役	非常勤	1日10,315円
	監査役	常勤	年額800万円以内
非常勤		年額120万円以内	
神戸新交通(株)	取締役	常勤 非常勤	各取締役に対する報酬の総額が年額6,000万円以内
	監査役	常勤 非常勤	各監査役に対する報酬の総額が年額800万円以内
雲井通5丁目再開発(株)	取締役	非常勤	無報酬
	監査役	非常勤	年額80万円以内
(株)神戸サンセンタープラザ	取締役	常勤	各役員に対する報酬の総額が年額1,500万円以内
		非常勤	支給なし
	監査役	非常勤	支給なし
神戸ハーバーランド(株)	取締役	常勤 非常勤	各取締役に対する報酬の総額が年額2,000万円以内
	監査役	常勤 非常勤	各監査役に対する報酬の総額が年額1,000万円以内
神戸高速鉄道(株)	取締役	常勤 非常勤	各取締役に対する報酬の総額が年額7,200万円以内
	監査役	常勤 非常勤	各監査役に対する報酬の年総額が年額1,200万円以内
(一財)神戸住環境整備公社	理事	常勤	年額1,000万円以内
	理事	非常勤	・評議員会、理事会に出席したときに、1日につき11,137円。 ・評議員会、理事会の出席以外に公社の業務を行ったときに、1日につき55,685円
	監事	非常勤	・評議員会、理事会に出席したときに、1日につき11,137円。 ・業務監査、会計監査、その他公社運営上必要な監査等を行ったときに、1日につき4時間までは55,685円、4時間を超えるときは111,370円。

団体名	役員の報酬基準		
(株)神戸ウォーターフロント開発機構	取締役	常勤 非常勤	各取締役に対する報酬の総額が年額2,000万円以内
	監査役	非常勤	各監査役に対する報酬の総額が年額30万円以内
(株)神戸フェリーセンター	取締役	常勤 非常勤	年額1,000万円以内
	監査役	常勤 非常勤	年額120万円以内
阪神国際港湾(株)	取締役	常勤 非常勤	各取締役に対する報酬の総額が年額8,000万円以内
	監査役	非常勤	各監査役に対する報酬の総額が年額800万円以内
(一財)神戸市水道サービス公社	理事	常勤	年額800万円以内
		非常勤	・評議員会、理事会に出席したときに、1日につき11,137円。 ・評議員会、理事会の出席以外に公社の業務を行ったときに、1日につき55,685円。
	監事	非常勤	・評議員会、理事会に出席したときに、1日につき11,137円。 ・業務監査、会計監査、その他公社運営上必要な監査等を行ったときに、1日につき4時間までは55,685円、4時間を超えるときは111,370円。
(一財)神戸市学校給食会	会長	常勤	年額800万円以内
	理事	常勤	年額600万円以内
		非常勤	評議員会、理事会に出席したときに、1時間につき11,137円
	監事	非常勤	・評議員会、理事会に出席したときに、1時間につき11,137円 ・監査を行ったときに、1時間につき11,137円

※役員が市の現職職員もしくは市からの派遣職員の場合、当該役員の報酬は無報酬、もしくは市の基準に準じた報酬額